

# HIT カーボンニュートラル人材育成協議会会則

令和 4 年 12 月 22 日 学長裁定

## (名称)

第 1 条 本会は、HIT カーボンニュートラル人材育成協議会（以下「HIT-CN 協議会」という。）とする。

## (目的)

第 2 条 HIT-CN 協議会は、カーボンニュートラル達成に資する人材育成と人材の確保を主なテーマとして継続的に協議し、若者の地元定着による北東北の地域活性化及び持続可能な発展に貢献することを目的とする。

## (協議事項)

第 3 条 HIT-CN 協議会は前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) カーボンニュートラルに資する人材に必要な知識・能力の整理に関する事項
- (2) 八戸工業大学におけるカーボンニュートラル専門技術者の教育プログラムに関する事項
- (3) 八戸工業大学におけるカーボンニュートラル基礎知識の教育プログラムに関する事項
- (4) 社会人・技術者に対するリカレント教育プログラムに関する事項
- (5) 地域の小中高等学校の環境教育の支援に関する事項
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第 4 条 HIT-CN 協議会の委員およびオブザーバーは、別表 1 に掲げる産官学の代表者で構成する。

## (会長及び副会長)

第 5 条 HIT-CN 協議会に、会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

## (選任)

第 6 条 前条の会長は八戸工業大学学長をもって充てる。副会長は会長の指名する委員をもって充てる。

## (会議)

第 7 条 会長は会議を主宰し、その議長となる。

2 本協議会は、年 2 回定例会議を開催する。

3 会長は、定例会議の他に必要に応じて臨時会議を招集することができる。

## (委員の代理出席)

第 8 条 委員およびオブザーバーが出席できないときは、当該委員の指名した者が委員として代

理出席をすることができる。

(委員以外の出席)

第9条 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 HIT-CN 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、八戸工業大学社会連携学術推進室に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、HIT-CN 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年12月22日から施行する。